

農地転用書類一覧

(共通: 全ての申請で提出が必要な書類)

	必要書類	部数		取得先	備考
		正	副		
1	申請基礎調書	原本	写し	農業委員会	
2	許可申請書	原本	写し	農業委員会	
3	申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）	原本	写し	法務局	●発行概ね3ヶ月以内の原本 (登記情報提供サービスによる照会番号付き登記情報可)
4	案内図	原本	写し	申請者等	●1/1,500～1/5,000程度 ●申請地（併用地がある場合、併用地）を図示する。 例：申請地を赤色、併用地を青色
5	位置図	原本	写し	申請者等	●1/10,000～1/50,000程度 ●縮尺を必ず記載する ●申請地を赤色で表記
6	公図	原本	写し	法務局	●発行概ね3ヶ月以内の原本 ●方位を記載すること ●申請地（及び併用地）、隣地に以下を記入 ・地目 ・地目が農地の場合、所有者の氏名を記入。 ●申請地（併用地がある場合、併用地）を線で縁取る。 例：申請地を赤色、併用地を青色 ●併用地がある場合は、併用地を太線で縁取る。 ●申請地が字塲にある場合は、他方の字図も添付すること。
7	資金証明	写し	写し	金融機関等	●自己資金 →ア・イのいずれか ア 金融機関の残高証明書 イ 通帳の写し（申請者または同一生計の親族のものに限る） ※いずれも申請日の概ね1ヶ月以内のものを添付。 ※イ、かつ、親族の場合、別途、承諾書を添付。 ●借入金 融資証明書等（有効期限6ヶ月以内のもの） ●補助事業を利用する場合 交付決定書または内示決定書の写しも添付する
8	土地利用計画図	写し	写し	申請者等	●縮尺は1/500～1/2,000程度 ●縮尺を必ず記載すること ●既存敷地の拡張の場合は、既存敷地を含めた図面とする。 ●既存資料の写しでも可 【共通記載事項】 ●申請地・併用地の境界線を表示する。 ●雨水や廃水の排水経路 ●排水処理方法（浄化槽、水道施設等） ●申請地（併用地がある場合、併用地）が区別できるよう縁取る。例：申請地を赤色、併用地を青色 ●隣接農地への被害防除設備（ブロックや土手）を設置する場合は、その位置等 ●法面や崖からの離隔距離等、利用できない箇所がある場合は、その範囲と面積 【ア 建物・施設がある場合】 ●接面道路の幅員 ●建物・施設の面積、位置、建物間の距離、土地境界と建物間の距離 ●通路・駐車場・回転場等を設ける場合、範囲及び面積等 ●庭（植え込み）面積が広い場合は、その位置・範囲 【イ 建物・施設がない場合】 ●作業場、駐車スペース、車路、資材置場等を設ける場合、範囲及び面積

※申請は、本人又は行政書士によるもの以外は受付できません。

※行政書士が申請を代行する場合は、委任状を添付してください。